

教育課程との関連が図られた部活動とは ～部活動改革の道筋を考える～

長 沼 豊¹

1. 主題設定の理由

部活動のあり方が問われて久しい。教員の働き方改革の観点からは「適正化」という言葉が使われてもいる²。現状は適正ではないということだ。部活動のあり方を問う営みは尽きず、適正化のための方策を実行していくことが喫緊の課題となっている。ところが、適正化の方策と言っても、それは生徒の活動そのもの、教員の働き方改革との関連、国や教育委員会の支援体制、保護者・地域の人々の関わりなど、部活動のあり方を考察する項目は多岐にわたっている。

そこで、本稿では部活動の位置付けに着目して、あり方を考察する論を展開する。

なぜ教育課程との関連性に着目するのかということ、部活動を巡る課題は、教育課程外でありつつ学校教育の一環であるという関連性の曖昧さから生じている面があるため、関連性を吟味することで、適正化の手がかりが得られるのではないかと考えたからである。

中学校学習指導要領の総則には、部活動は「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と記されている（高等学校も同様）³。関連を図るとはどのようなことをいうのだろうか。関連づけるメリットは何だろうか。このことは今まで十分に吟味されてきたとはいえない。

そこで本稿は部活動と教育課程との関連づけについて吟味・整理し、それらを実現する具体的な方策を提案する。そのことを通して部活動の適正化に寄与することを目指す。

2. 教育課程との関連を図るとは？

教育課程との関連を図るとは、どのようなことを指すのだろうか。このことについては中学校学習指導要領解説総則編で次のように触れられている。

「学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮さ

れることが重要である。」(下線は筆者による)⁴

運動部活動については、教育課程内の保健体育科と内容上の関連性を持たせることで教育効果を上げることが求められている。さらには次の記述がある。

「部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」(下線は筆者による)⁵

教育課程内の各教科等(具体的には中学校では各教科、特別の教科・道徳、総合的な学習の時間、特別活動)の目標及び内容との関係に配慮すること、教育課程で学習する内容の重要性を部活動において認識させることが求められている。

これらの記述から、部活動と教育課程との関連を図るということは、両者の教育活動の目標・内容・方法を合致させて教育効果を高めることを意味する。学校教育で実施する以上は当然のことと言える。

それでは、ただ単にこれらを合致させれば良いのだろうか。

学習指導要領の本文には部活動については総則にしか出てこないものの、同解説には総則編だけでなく保健体育編においても記述がある。そのうち興味深いのは次の部分で、部活動と教育課程との関連を分析する上で見逃せない。

「運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。」(下線は筆者による)⁶

なぜ興味深いのかというと「主体的・対話的で深い学び」は、新しい学習指導要領に依拠した教育課程を編成して指導を行う上での目玉とも言うべきものだからである。しかも教科・教科外を問わず、学校教育の全てにおいて活用することが求められている学習方法である。学校教育の一環として行う部活動も例外ではないということであり、教育課程との関連を図るということは、新しい学習指導要領の趣旨に合致させることに他ならない。そう考えると、新しい学習指導要領の他の趣旨とも合致させる必要があるということになる。

3. 部活動と教育課程との関連の観点

以上のことから、部活動と教育課程との関連を図ることの内実は、①両者の目標・内容・方法を合致させ効果的な指導を行うこと、②新しい学習指導要領の趣旨に合致した活動を行うことだとわかった。この2点についてさらに詳しく考察してみよう。

(1) 教育課程内の教育活動と目標・内容・方法を合致させた活動にする

ここでは合致させる観点として教育の目標・内容・方法の3点を挙げ、教育課程と関連を図るための手立てを考察する。

①教育目標の合致

例えば、教育課程の教育活動で育てたい生徒像と一致させること、双方の教育活動で身につけた資質・能力を相互に活用し生かし合うことなどが考えられる。

この点は重要である。教育課程外とはいえ学校教育の一環として実施する以上は、各学校の教育目標に基づいて活動を行うのは当然のことである。部活動が勝利至上主義ではいけない理由がここ

にある。学校で行う以上は「勝つこと」が第一の目的・目標ではなく、生徒が「成長・発達すること」が第一義的な意味をもたなければならないからである。現状はどうだろうか。部活動が必要以上に過熱化した部や学校では、この点を逸脱しているのではないだろうか。今後は部活動の地域化も視野に入れた改革が行われようとしているが、少なくとも学校で行う場合は、この点を確実に担保したものにしていかなければならない。

②教育内容の合致

教育課程内の教育活動を発展させたり深化させたりした内容を部活動で扱うことである。

前述したように、保健体育科と運動部活動の関連については学習指導要領解説において例示されているが、これ以外にも理科の学習内容を深めて研究する科学クラブ、音楽科と吹奏楽部や合唱部、国語科と書道部、高校の情報科とパソコン部など多様である。部活動を、教育課程内で学んだことを発展的に扱い、さらに学びたい生徒に経験させる機会だと捉えれば、教育的な意義のある活動となる。その意義は、教育課程内の教科等で学習した内容を部活動によって深化・統合することができるということにとどまらず、逆に部活動で身につけた知識・技能や学ぶことの良さや喜びを、教育課程内の学習への動機づけにすることができるということを意味する。いわば相互環流の関係性である。

③教育方法の合致

教育課程内の教育活動と同じまたは類似の方法を部活動で用いることである。方法やその原理が同じであれば、生徒も理解しやすく学びやすい。例えば、部活動と最も親和性のある特別活動の指導のあり方を参考にして、生徒主体の活動を実践することである。このことについては後述する。

(2) 新しい学習指導要領の趣旨を生かした部活動にする

筆者は、新しい学習指導要領、すなわち2018年告示の小学校学習指導要領および中学校学習指導要領、2019年告示の高等学校学習指導要領の趣旨(特徴)を次の3点と捉えている。①主体的・対話的で深い学びを実現すること、②生徒に身につけさせる資質・能力を明示して教育活動を行うこと、③開かれた教育課程を実現することである。部活動においてこれらを実現する手立てを考察する。

①主体的・対話的で深い学びを実現すること

アクティブラーニングの言い換えとしての「主体的・対話的で深い学び」を学校教育全体で実践することが求められている。学習指導要領解説保健体育編でも指摘されているように、学校で行う部活動もこのことを踏まえて学びの質を適正化(改善)する必要がある。

現在の部活動は、生徒が主体的に活躍するものになっているだろうか。生徒同士および教員と生徒の対話的な実践になっているだろうか。一方的に顧問や指導者の指示に従うだけの部活動になっていないだろうか。新しい学習指導要領に基づいて編成する教育課程と関連を図る部活動では、生徒の主体性を最大限に尊重し、対話的な活動を取り入れたものにするのが求められている。既にそのような実践を行い成功している部もあるが、その具体例については後述する。

②生徒に身につけさせる資質・能力を明示して教育活動を行うこと

新しい学習指導要領には、生徒に身につけさせる資質・能力について、次のように記述されている。「どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。』⁷

どの教育活動においてもこの3点を明確にして実践することが求められている。したがって部活動を学校で実施する以上は、このことを意識しなければならない。このうち、思考力や判断力を育成するどころか、奪うような部活動はないだろうか。一部の部活動に見られる、命令に従う集団に仕立てる間違っただ指導を見直すことが求められるのである。それは勝利至上主義からの脱却を意味する。誤解のないように述べておくと、勝つことを目指すことそのものは悪いことではない。特に勝負が決まる競技スポーツに取り組む運動部においては、試合に勝つことを目指して練習することは多々あるだろう。しかしそれが唯一の、あるいはこの上ない価値になってしまうと、学校教育で行う目的から逸脱していく。このことに気づいていない部活動はないだろうか。

③開かれた教育課程を実現すること

開かれた教育課程とは、学校で行う教育活動を学校のみ閉じるのではなく、家庭や地域、広く一般社会に開示して、理解・協力を求めて教育活動を行うことを意味する。したがって、部活動を学校で行う場合には、教職員だけで完結しない仕組みを創ることが求められる。顧問教員の負担軽減に取り組むことはもちろん、外部指導者の協力や、部活動指導員の採用など取り組むべき課題は多い⁸。そのためには家庭や地域、広く社会の理解は不可欠である。

この点は、世界一長く働いている日本の教員の働き方改革とも関係している。筆者は「部活動改革なくして働き方改革なし」と提唱しているが、これは教員の在校等時間を底上げしている最大の要因が部活動だからである⁹。

なお、関連して、今後は部活動の地域化も話題になる可能性があり、このことも視野に入れて改革に取り組む必要がある。というのも、第200回国会（2019年、臨時会）における通称・給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の一部を改正する法律案が可決される際の附帯決議において「政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。』¹⁰と記述されたからである。

4. 教育課程と関連を図るための具体的な方策

部活動を地域化せず、今後も引き続き学校教育の枠内で実践するのであれば、教育課程との関連を図ること、すなわち部活動を教育課程の目標・内容・方法を往還させること、新しい学習指導要領の趣旨に合致させることが必要であると述べた。

では、どのような実践として部活動改革を行えばよいのだろうか。本稿では例として3点を挙げる。第1に部活動から理不尽なしきたりを一掃して実践すること、第2に生徒主体の民主的な運営

をする部活動として実践すること、第3に部活動を教育課程内の特別活動をモデルとして実践することである。

(1) 部活動から理不尽なしきたりをなくす

学校は兵隊のように振る舞う（絶対服従する）生徒を養成する機関ではない。何も考えずに従うのではなく、その全く反対で、考える力や批判的思考力などを向上させる必要がある。新しい学習指導要領の趣旨でもある「思考力・判断力・表現力等」を養わなければならない。

筆者は、次のような部活動指針を公表している。長くなるが引用する。

「部活動指針 ver.1.2（長沼による）」

一部の部活動（主に運動部）に見られる理不尽で非常識なしきたりを部活動（および社会）からなくそう！

- ①年齢が上であることが集団内の絶対的な価値であり年齢が上の者には服従する
- ②年齢が下の者を奴隷のように扱う
- ③必要以上に大きな声で挨拶する
- ④本来オプションの位置付けであるにも関わらず最優先に参加することが求められる（欠席が許されないなど）
- ⑤集団から脱しようとするとは高度な圧力がかけられる
- ⑥手拍子や掛け声等とともに特定の行動を強要する
- ⑦性別により任務が固定した役割（特に女性を補助役のみとする）が存在する

これらの行動や価値が一般化し常識になっている集団にいと、そのおかしさに気づかず、先輩から後輩へと代々受け継がれていきます。さらには、これらの行動や価値こそが重要だと刷り込まれ、生徒・学生時代だけでなく、社会に出てからも職場等に広めている者もいます。部活動だけでなく社会でも一般化してはなりません。

一部の部活動や社会団体、職場等に見られる、これらの行動や価値を、民主主義とシティズンシップの尊重、差別的支配・抑圧からの脱却の観点から、理不尽で非常識なしきたりとみなし、批判・非難し一掃を目指しましょう。

なお、これらの行動や価値の基礎は「軍隊の論理」で、それは次の基準によります。

- ①上官の命令には疑う余地を挟まず絶対服従する（命令通り打たなかったら敵から打たれて大損害を被るから）
- ②連帯責任と集団の統率を最優先にする
- ③集団を乱すことや不利益だと見なされた行為をすると見せしめの罰が与えられる

すなわち、人権を抑圧し、差別的な思考を助長し、人々から思考力や判断力を奪う全体主義的な方策です。競技性のスポーツに取り組む運動部や、コンクールで入賞を狙う文化部は「戦う集団」「勝てる集団」を目指しますから、この軍隊の論理が入り込みやすいのです。¹¹

一部に見られる上記のような状態を部活動から一掃し、学校教育としてふさわしい姿へと変容させることが求められる。昭和の時代の軍隊の影響を受けたものから脱却し、令和の時代の新しい部活動スタイルを確立するのである。

(2) 生徒主体の民主的な運営をする

そのような悪しき伝統を一掃できたとして、その代わりにどのような趣旨に基づく部活動に変容させれば良いのか。それは、例えば新しい学習指導要領の趣旨である「主体的・対話的で深い学び」を実現させることである。そのためには、指導者の言いなりになるような活動ではなく、民主主義を体現するものへと部活動を変容させるのである。このことについては、既に論考がある。例えば神谷による生徒自治による部活動、結社の自由を基盤とする部活動である¹²。また、学習指導要領解説保健体育編には、次の記述がある。

「運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある。」（下線は筆者による）¹³

部活動を民主的に運営するためには生徒の自主性を尊重することや、勝利至上主義に陥らないことが重要である。ここでは、その一例として畑喜美夫の実践とボトムアップ理論を挙げる¹⁴。

畑は、かつて高校のサッカー部顧問として、スポーツ推薦のない公立高校を時短の練習時間であっても全国一に導いた元教諭である。その指導法の理論的支柱がボトムアップ理論である。部活動を生徒の自主性に委ね、指導助言は最小限にとどめる。練習メニューも試合の作戦もキャプテンを中心に生徒たちが考える。レギュラーメンバーを決めるのも、である。生徒はどのように運営すればよいかを自分たちで考えるため、思考力や判断力が育つ。命令で動く昭和の軍隊調の部活動とは対極にある。勝利が第一の目的ではなく、サッカーを通した人間形成を最大の目的に掲げており、まさに学校教育としてふさわしい教育活動になっている。この目的を最上位に掲げ、逆算して指導している。ただし何もしないで生徒を放任するのではなく、挨拶や掃除などは徹底しているという。なお、畑のボトムアップ理論は部活動に限らずに適用できる組織論ではないかと畑に筆者が確認したところ肯定していた。

このように生徒の自主性や主体性を尊重し、組織を活性化し、最大限の効果を発揮する手立ては確かに存在する。だとすれば、部活動は教育課程外の活動であるから、入部そのものの自主性も担保する必要がある。筆者は「部活動3原則」の中で、次のように自主性に関わるものを1と2で挙げて重要視している。

「部活動3原則（長沼による）

1. 生徒の部活動への参加は任意である（全員加入制を廃止する）
2. 教員の部活動顧問への就任可否は選択できる（全員顧問制を廃止する）
3. 部活動の顧問は辞書の意味の顧問である（技術・技能の指導者である必要はない）¹⁵

部活動が教育課程外の教育活動である以上、生徒も教員も自主的・自発的に関わる¹⁶のが大原則である。生徒の全員加入制と教員の全員顧問制を実施している学校があるとすれば、まずそれらを廃止することが部活動改革の第一歩となる。

(3) 教育課程内の特別活動を参考にして部活動を変える

民主主義を体現する部活動に変容させるためには、生徒の自主性や主体性を担保することを基礎・基本に置いて実践することであることを述べた。

このような趣旨に基づく教育活動は学校の教育課程の中に既にある。それは特別活動である¹⁷。つまり特別活動をモデルとして（参考にして）部活動を変容させればよい。それが理にかなって

ることは、かつて部活動を教育課程内に必修クラブとして取り込んだ際、特別活動として位置付け、現在も小学校にはクラブ活動が存続していることからわかる。しかも部活動を特別活動の趣旨を生かしたものに変われば、確かに教育課程との関連が図られたことになる。特別活動は児童生徒が主体となって参画¹⁸する活動であるが、その証拠に例えば小学校のクラブ活動は図1のように、児童が主体的に運営に携わるプロセスがモデルとされている¹⁹。

特筆すべきは児童がクラブの設置から考え、年間計画を立てて実行することである。それが部活動になると、部は「創って運営するもの」ではなく「既にそこにあって入るもの」に変わってしまう。計画も大人が立てて強制するものになっている。小学校では児童が主体的にやっていたものが中学になると受け身になる。中には指導者や先輩に絶対服従の理不尽な集団のしきたりが一般化しているものまである。発達段階から言っても逆のことをしているのである。まずはこのことから改め、どのような部活動が必要なのかを常に生徒たちが主体的に考えるようにしていくことが求められる。それが民主主義を教えるということに他ならない²⁰。命令して動かす軍隊のような集団活動を、学校から追放しなければならない。

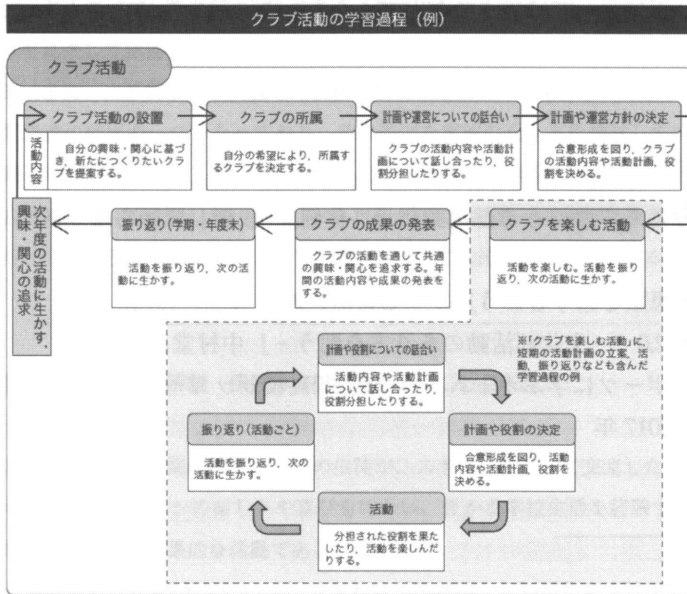


図1 クラブ活動の学習過程 (小学校学習指導要領解説特別活動編より)

5. まとめ

本稿では「教育課程との関連が図られるよう留意する」部活動というのは、①両者の目標・内容・方法等を合致させ効果的な指導を行うこと、②新しい学習指導要領の趣旨（主体的・対話的で深い学びを実現すること、生徒に身につけさせる資質・能力を明示して教育活動を行うこと、開かれた教育課程を実現すること）に合致した活動を行うことであると論じた。その上で具体的な方策について、部活動から理不尽なしきたりをなくすこと、生徒主体の民主的な部活動へ変容させること、教育課程内の特別活動を参考にして部活動改革を行うことの3点を挙げた。

現在、部活動を適正化（改善）することが求められているが、本稿がそのための一助になるのではないかと考える。部活動改革は教員の働き方改革の観点だけでなく、生徒の活動として妥当かどうかを吟味する必要があるからである。学校教育は生徒の学びをどのように実現するかが重要であり、そのための本質的な議論が必要である。部活動においても、学校で実践する以上は、学びの促進と生徒の成長・発達に寄与できる目標・内容・方法等を設定して行うことが求められる。昭和の時代の軍隊の影響を受けた部活動のスタイルではなく、令和の新時代にふさわしい持続可能なスタイルに変容させること、それが教育課程との関連が図られた部活動の目指す方向性である。

繰り返し述べてきたが、部活動は「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ものである。これまで、この学習指導要領の記述が部活動のあり方や位置付けの曖昧さの要因になっていると考えられ、筆者もそう指摘してきた。しかし本稿で考察してみると、そのような一面は拭い去れないものの、学校教育で実践する際の「歯止め規定」にもなっていることがわかった。部活動が教育課程と紐付けされることで学校において適正化する道筋が見えるからである。このことも付記しておく。

なお本稿では内容上、学習指導要領の記述を基底として分析したため、教育学の理論的な背景からアプローチした分析については扱うことができなかった。稿を改めることとし、今後の研究上の課題としたい。

【参考文献】

神谷拓『生徒が自分たちで強くなる部活動指導「体罰」「強制」に頼らない新しい部活づくり』明治図書、2016年

長沼豊『部活動の不思議を語り合おう』ひつじ書房、2017年

長沼豊『部活動改革2.0 -文化部活動のあり方を問う-』中村堂、2018年

畑喜美夫『チームスポーツに学ぶボトムアップ理論 高校サッカー界の革新者が明かす最強の組織づくり』カンゼン、2017年

【参考資料】

1. 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」2017年、pp.123-124

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、とすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する

科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。また、文部科学省が実施した教員の勤務実態調査の結果では、中学校教諭の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施の在り方を検討していく必要がある。なお、先述の教員勤務実態調査の結果を踏まえ、平成29年6月22日に文部科学大臣が中央審議会に教員の働き方改革に向けた総合的な方策の検討について諮問した。さらに、スポーツ庁では運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成の検討を行っているところであり、こうした議論についても注視する必要がある。

2. 文部科学省「中学校学習指導要領解説 保健体育編」2017年、p.247

<運動部の活動>

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに、運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。

加えて、運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある。そのため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。このように、運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されること

が必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年4月1日から施行され、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにした。

設置者及び各学校においては、部活動指導員を活用する場合、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自発的、自主的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図ることが必要である。

その際、部活動が、各学校の教育目標の実現に向けた主体的・対話的で深い学びの場となるよう、研修等の機会を適切に確保するなど、部活動指導員の指導力向上を図ることができる機会を適切に確保することが求められる。

注

¹ 教育学科教授

² 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（2019年1月）において「部活動数の適正化」（p.53 および p.68）、「中学校の部活動指導の適正化」（p.76）という表現が用いられている。

³ 文部科学省『中学校学習指導要領』2017年、p.27。および同『高等学校学習指導要領』2018年、p.22。

⁴ 文部科学省『中学校学習指導要領解説 総則編』2017年、p.123。

⁵ 前掲、p.124。

⁶ 文部科学省『中学校学習指導要領解説 保健体育編』2017年、p.247。

⁷ 文部科学省『中学校学習指導要領』2017年、p.20。

⁸ これらを導入する場合には外部指導者や部活動指導員の質の担保が前提条件となる。

⁹ 詳細は、長沼豊『部活動改革2.0 -文化部活動のあり方を問う-』中村堂、2018年、などを参照。

¹⁰ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（当該記述は衆議院のものと参議院のもので同文）、2019年。

¹¹ 長沼豊「長沼による部活動指針 ver.1.2」

<https://naganuma55.jimdofree.com/> 部活動のあり方 / 部活動指針 /

¹² 神谷拓『生徒が自分たちで強くなる部活動指導「体罰」「強制」に頼らない新しい部活づくり』明治図書、2016年、などで神谷が提唱している。

¹³ 文部科学省『中学校学習指導要領解説 保健体育編』2017年、p.247。

¹⁴ 本稿では、畑喜美夫『チームスポーツに学ぶボトムアップ理論 高校サッカー界の革新者が明かす最強の組織づくり』カンゼン、2017年、等の知見を参考にした。

¹⁵ 長沼豊『部活動改革2.0 -文化部活動のあり方を問う-』中村堂、2018年などで提唱している。

¹⁶ 学習指導要領には、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」と記述されている。

¹⁷ 小学校は学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事、中学校は学級活動、生徒会活動、学校行事、高等学校はホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を各々内容とする教育課程内の教育

活動。

¹⁸ 参加ではなく参画である。

¹⁹ 文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編』2018年、p.104。

²⁰ シティズンシップ教育の視点で考えるということである。